

# 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方 凡 例

本「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略 称
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	連結財務諸表規則
中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	中間財務諸表等規則
中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	中間連結財務諸表規則
四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	四半期財務諸表等規則
四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	四半期連結財務諸表規則
実務対応報告第 35 号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」	実務対応報告

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
財務諸表等規則第 8 条の 31、連結財務諸表規則第 15 条の 25（公共施設等運営事業に関する注記）		
1	公共施設等運営権者が複数の類似する公共施設等運営事業を実施し、個々の事業についての重要性は乏しいものの、複数の事業全体についての重要性がある場合には、必ずしも個々の事業ごとの注記を求める必要はなく、複数の事業全体を集約して注記できる旨を規定すべきと考える。	実務対応報告において、個々の公共施設等運営権の重要性は乏しいが、同一種類の複数の公共施設等運営権全体の重要性が乏しくない場合には、複数の公共施設等運営権を集約して注記することができる旨の規定が追加されたことを踏まえ、同様の規定を追加いたします。
2	連結財務諸表規則第 15 条の 25 において、連結財務諸表提出会社が行う公共施設等運営事業に関する注記を求める提案がなされている。連結財務諸表提出会社の連結子会社が公共施設等運営事業を実施する場合にも、同様の注記が求められることを明確に規定すべきと考える。	ご指摘を踏まえ修正いたします。
3	企業会計基準委員会から公表された実務対応報告が公共施設等の運営権者の会計処理等を定めたことを踏まえると、財務諸表等規則第 8 条の 31 において、「財務諸表提出会社が公共施設等運営事業を行つている場合」とは、「財務諸表提出会社が、公共施設等運営事業における運営権者（民間資金法第 9 条第 4 号に規定する公共施設等運営権を有する者をいう。）である場合」と同意であるとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。なお、ご意見を踏まえ、より明確となるよう修正いたします。
財務諸表等規則第 28 条、49 条、52 条・連結財務諸表規則第 28 条（無形固定資産等の区分表示）		
4	財務諸表等規則第 28 条において、公共施設等運営権を区分表示すること、同第 49 条及び	個別財務諸表においては、「公共施設等運営権」や「公共施設等運営権に係る負債」が区分

	<p>第 52 条において、公共施設等運営権に係る負債を区分表示することが提案されている。これらの金額が僅少な場合も考えられるため、区分表示を求める必要はないと考える。</p>	<p>表示されていることは、投資者が財務内容を正しく理解する上で重要であると考えられることから、区分表示を求めているものです。</p> <p>なお、連結財務諸表においては、金額が僅少である場合には投資者の投資判断に重要な影響を及ぼさないことも考えられることから、そのような場合において、「その他」に属する資産又は他の項目に属する負債と一括して表示できることとしています。</p>
5	<p>連結財務諸表規則第 28 条第 1 項第 3 号では公共施設等運営権を区分表示することが提案されているが、公共施設等運営権の金額が僅少な場合も考えられることから、資産の総額の一定割合以下のものは「その他」に属する資産として一括掲記できる旨を規定すべきと考える。</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正いたします。</p>
<p>その他</p>		
6	<p>企業会計基準委員会から公表された実務対応報告を受けて、財務諸表等規則等に所要の改正を行っているが、中間財務諸表等規則、中間連結財務諸表規則、四半期財務諸表等規則及び四半期連結財務諸表規則等は改正を行っていない。</p> <p>半期報告書及び四半期報告書において、</p> <p>① 貸借対照表上、重要性により区分掲記する場合を除き、「公共施設等運営権」、「公共施設等運営権に係る負債」の科目として区分掲記することは求められない</p> <p>② 「公共施設等運営事業に関する注記」の記載は不要であることを確認させていただきたい。</p>	<p>①については、ご理解のとおりです。</p> <p>②については、投資者が財務諸表に関する適正な判断を行うために必要と認められる場合には、適切に記載されるべきものと考えられます。</p>